

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国では、少子化・核家族化の進行や地域社会における繋がり希薄化が進み、家庭や地域における子育て機能が低下しており、さらには子育てに不安や孤立感を抱いている親の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、人口減少社会が本格化するなか、大都市での保育における待機児童の問題や、増加する児童虐待の問題など、子どもを生み育てるためのサポートが強く求められており、国と地域を挙げて子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築し、総合的に推進することが必要となっています。

こうしたなか、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年度から5年を一期とする、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保など、国の基本指針に基づき地域に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されました。

根室市では「豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、親と子が健やかで心豊かに育つまち」を基本理念とした「根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長することができる環境確保のため、子ども及びその保護者に必要な支援と質の高い幼児期の教育・保育の提供など、子ども・子育て支援を推進してまいりました。

今後においても、継続的かつ計画的に施策を推進するため「第2期根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画との連携を図りながら、妊娠・出産から切れ目のない子ども子育て支援施策を推進してまいります。

2 計画の位置付け

「根室市子ども・子育て支援事業計画」は、「根室市次世代育成支援対策行動計画」での関連・共通する施策の目標等について継続して取り組み、また母子保健分野も踏襲し、地域環境や多様化するニーズに即した地域子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めるため、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和6年度には、5年間の取り組みについて総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。

